

『よくわかる民法改正と金融取引 Q&A』【変更内容一覧】

<変更等>

項目	タイトル	変更前	変更後
5	定型約款②（定型約款の変更）	（12 頁下から 5 行目） 「 <u>定型約款の変更に関する定め</u> の有無」	改正法第 548 条の 4 第 1 項第 2 号の規定に合わせ追記。 「 <u>改正法の規定による定型約款の変更可能性</u> についての定めの有無」
29	経過措置	（A） 「（*）平成 29 年 5 月 26 日現在において、未定です」	最新の情報に更新するため追記。 「（*）平成 32（2020）年 4 月 1 日（一部の規定を除く）」
		（保証債務） 「個人の根保証契約であっても」	現行の民法に則り、正確性を期すため追記。 「個人の根保証契約であっても <u>貸金等根保証契約でない限り</u> 」
		（定型約款） ①「 <u>施行日までに</u> 」 ②「当該約款には改正法が適用されない旨を明示する必要があるものと思われます。」	①改正法附則第 1 条第 2 号の内容を追記。 「 <u>平成 30 年 4 月 1 日以降、施行日までに</u> 」 ②平成 29 年 12 月 15 日に法務省から公表された「定型約款に関する規定の適用に対する『反対の意思表示』について」と題する文書への対応。 「当該約款には改正法が適用されない旨を明示する必要があるものと思われます。ただし、法務省は、『改正後の民法においては、当事者双方の利益状況に配慮した合理的な制度が設けられていますから、万一、反対の意思表示をするのであれば、十分に慎重な検討を行っていただく必要があります』という見解を示しているため、法律関係の安定化の観点から、改正法の施行を契機として、定型約款のルールに則った運用に変更することも一考に値するものと思われます。」

<訂正>

項目	タイトル	変更前	変更後
7	債権の準占有者への弁済	(16 頁本文 1 行目及び 3 行目) 「受領権者としての外観を有する <u>者</u> 」	「受領権者としての外観を有する <u>もの</u> 」
13	保証①（根保証、個人保証の制限）	(〈改正法の条文〉 第 465 条の 6 第 3 項) 「 <u>第 2 項</u> 」	「 <u>前 2 項</u> 」
22	債権譲渡②（債権担保）	(46 頁下から 2 行目) 「 <u>Q20 参照</u> 」	削除